

別表  
防災・減災等事業整備計画に基づく事業

(1) 防災・減災等市町村事業整備計画に基づく事業

A 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	1 区分		3 単位数	4 交付率等 額 市町村単		5 対象経費
	区分	2 交付基準単価		額	市町村単	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員20人以下のケアハウス</li> <li>・ 都市型軽費老人ホーム</li> <li>・ 定員20人以下の有料老人ホーム</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 常設サービスの提供を行う地域密着型通所介護事業所</li> <li>・ 増設サービスの提供を行う認知症対応型通所介護事業所</li> <li>・ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)</li> </ul>	スプリンクラー設備を設置する事業(延べ床面積1,000㎡未満の施設に限る。)	10,460円	整備対象面積(㎡)	10/10	-	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設(施設)の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のための選定必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷旅費及び設計監修料等を含む。)の額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)
		2,630円	施設数	10/10	-	
		1,170円	施設数	10/10	-	
	消防加算	2,630円	施設数	10/10	-	
	自動火災報知設備を設置する事業(延べ床面積300㎡未満の施設に限る。)	1,170円	施設数	10/10	-	
	消防地盤へ避難する火災報知設備を設置する事業(延べ床面積500㎡未満の施設に限る。)	351円	施設数	10/10	-	ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除く。工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)
<b>イ 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員20人以下の特別養護老人ホーム</li> <li>・ 定員20人以下の介護老人保健施設</li> <li>・ 定員20人以下の介護医療院</li> <li>・ 定員20人以下のケアハウス</li> </ul>		16,600円	施設数	10/10	-	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員20人以下の養護老人ホーム</li> <li>・ 都市型軽費老人ホーム</li> <li>・ 認知症対応型通所介護事業所</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 常設巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・ 介護予防拠点</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> <li>・ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)</li> <li>・ 緊急ショートステイ</li> <li>・ 施設内保育施設</li> </ul>		9,330円	施設数	10/10	-
<b>ウ 高齢者施設等の給水設備整備事業</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員20人以下の特別養護老人ホーム</li> <li>・ 定員20人以下の介護老人保健施設</li> <li>・ 定員20人以下のケアハウス</li> <li>・ 定員20人以下の養護老人ホーム</li> <li>・ 都市型軽費老人ホーム</li> <li>・ 認知症対応型通所介護事業所</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 常設巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・ 介護予防拠点</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> <li>・ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)</li> <li>・ 緊急ショートステイ</li> <li>・ 施設内保育施設</li> </ul>			厚生労働大臣が認めた額	施設数	1/2	1/4
<b>エ 高齢者施設等のブロック壁等改修整備事業</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員20人以下の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設</li> <li>・ 定員20人以下の介護老人保健施設</li> <li>・ 定員20人以下の介護医療院</li> <li>・ 定員20人以下のケアハウス</li> <li>・ 定員20人以下の養護老人ホーム</li> <li>・ 都市型軽費老人ホーム</li> <li>・ 定員20人以下の有料老人ホーム</li> <li>・ 定員20人以下の老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。)</li> <li>・ 地域密着型通所介護事業所</li> <li>・ 認知症対応型通所介護事業所</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 常設巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・ 夜間対応型訪問介護事業所</li> <li>・ 介護予防拠点</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> <li>・ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)</li> <li>・ 緊急ショートステイ</li> <li>・ 施設内保育施設</li> </ul>			厚生労働大臣が認めた額	施設数	1/2	1/4
<b>オ 高齢者施設等の換気設備整備事業</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員20人以下の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設</li> <li>・ 定員20人以下の介護老人保健施設</li> <li>・ 定員20人以下の介護医療院</li> <li>・ 定員20人以下のケアハウス</li> <li>・ 定員20人以下の養護老人ホーム</li> <li>・ 都市型軽費老人ホーム</li> <li>・ 定員20人以下の有料老人ホーム</li> <li>・ 定員20人以下の老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。)</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)</li> </ul>		4,310円	整備対象面積(㎡)	10/10	-	

注1) 第3欄の整備対象面積について

・ アの整備対象面積については、施設の延べ床面積を上限として、地方厚生(支)局長が必要と認めた面積とする。

・ Bの整備対象面積については、居室・宿泊室の延べ床面積を上限として、地方厚生(支)局長が必要と認めた面積とする。

注2) 下取額について

1 下取率の率率について、第1欄の対象経費の実支出予定額が同表右欄に掲げる額を下回る場合、第2欄の交付基準単価は円として取り扱われるものとする。

イ 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業(a)の大規模修繕等支援事業 800千円

イ 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業(b)の貯蔵化促進事業 800千円

注3) 市町村等が間接補助事業等に補助する額から本交付金の額を減じた額は、本交付金の交付率を乗じる直前の額に第4欄の市町村等欄に定める割合を乗じて得た額を基本とする。